公示送達

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第２０条の２の規定に基づき公示送達をします。

※地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過した日に、書類の送達があったとみなされます。

公示第 76 号
令和 8年10月30日

八千代町長　野村　勇

Ｒ８国民健康保険税３期異動分納税通知書（令和８年９月１４日発布分）
送達を受けるべき者の前住所、氏名及び書類の名称

ベトナム　PHAM THI THUY TRANG